

なかなか  
仕事  
見つからず、  
家賃が  
払えない方

計画的に  
お金が使えず、  
生活に  
困っている方

# 仕事や住まい、 生活にお困りの方は **福祉まるごと相談窓口** (自立相談支援機関)に ご相談ください。

住むところ  
がない、  
失うおそれ  
がある方



まずは  
お気軽に



相談無料

秘密厳守

予約不要

生活にお困りの方や福祉のさまざまな課題を抱えた方等へ  
相談内容に応じた必要な支援を行います。

開設時間 9:00～17:00(土・日曜・祝日除く)(初回相談の受付は、16:30までに)

場所 各区役所福祉課内

福祉まるごと相談窓口について詳しくはこちら ▶▶▶



九都県市ではあなたの踏み出す一歩をサポートします。

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)

# 仕事や住まい、生活等でお困りの方は、 まずはお気軽にご相談ください。

さまざまな生活上のお困りごとや不安を抱えている方の相談をお伺いし、必要に応じて下記のような具体的な支援を行います。また、相談内容によっては、適切な関係機関をご案内するなど、他機関とも連携して支援を行います。



## ● 支援内容

### 求職活動や就労全般に関する不安がある方

就労支援員が、求人情報の提供や面接対策などの就労支援により仕事探しをサポートします。(就労支援)

### すぐに仕事に就くことに不安がある方

ビジネスマナーの習得やパソコン操作のスキルの向上等、就労に必要な基礎能力の向上のための支援を行います。(就労準備支援)

### すぐに一般企業等で働くことが難しい方

就労体験や、支援付きの雇用を提供し、一般就労に向けた支援を中・長期で実施します。(就労訓練)

### 自分で転居先を探すことが難しい方

民間賃貸住宅等への入居に関する支援を行うとともに、入居後も地域で安定した生活を送れるよう継続して支援します。また、経済的に困窮し、一定の住居を持たずに市内で生活をしている方で、市内の住居を確保し、就労等により安定した生活を送ることを目指す方に対し、一時的な生活の場として宿泊場所の提供などの生活支援を行います。(居住支援)

### 離職等で家賃の支払いにお困りの方

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った、又は失うおそれのある方に求職活動等を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。(住居確保給付金(家賃補助))

### 世帯収入が減少し、住むところにお困りの方

本人又は同一世帯の方の離職、休業等や、同一世帯の方の死亡等により世帯収入が著しく減少し、住居を失った、又は失うおそれのある方に、家計の収支の見直しを行い、要転居証明書<sup>(※)</sup>の取得を条件に転居費用相当額(上限あり)を支給します。

(※)要転居証明書…「家計改善支援」を利用し、家計改善のために転居が必要であり、転居費用を支払うことが難しいと判断された場合に発行されます。

(住居確保給付金(転居費用補助))

### 家計の収支の管理でお困りの方

家計の状況を「見える化」し、滞納の解消や各種給付制度の利用、債務整理に関する支援など、自らの力で家計を管理できるよう支援します。(家計改善支援)

### 子どもの勉強や学校生活などに不安がある方

市内で開催する学習支援教室において、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。(学習支援)

※上記支援を利用するには、一部要件があります。お住まいの区の福祉まるごと相談窓口にご確認ください。

## ● 窓口利用の流れ

ご本人の状況に応じて次のように支援をしていきます。

### 相談受付

相談員がお話をお聞きし、上記の支援や他の制度、サービス等をご案内します。

### 利用申込

支援を希望される場合は、支援の申込みを受け付けます。

### プラン作成

自立に向けた計画を一緒に作成します。

### 支援提供

プランに基づき、支援を提供します。

## ● 福祉まるごと相談窓口(各区役所福祉課内)

	電話番号	FAX番号		電話番号	FAX番号
西区(西区西大宮3丁目4番地2)	048-620-2656	048-620-2762	桜区(桜区道場4丁目3番1号)	048-856-6261	048-856-6272
北区(北区宮原町1丁目852番地1)	048-669-6056	048-669-6167	浦和区(浦和区常盤6丁目4番4号)	048-829-6196	048-829-6238
大宮区(大宮区吉敷町1丁目124番地1)	048-646-3065	048-646-3165	南区(南区別所7丁目20番1号)	048-844-7161	048-844-7277
見沼区(見沼区堀崎町12番地36)	048-681-6058	048-681-6162	緑区(緑区大字中尾975番地1)	048-712-1162	048-712-1270
中央区(中央区下落合5丁目7番10号)	048-840-6052	048-840-6165	岩槻区(岩槻区本町3丁目2番5号)	048-790-0191	048-790-0265